

問番号	問内容
<b>申請手続等</b>	
Q09-01	支援金を申請するためにどのような書類を用意すればよいのですか。

厚生労働省のホームページに掲載している申請様式に必要事項を記載の上、各種添付書類をご用意いただく必要があります。必要書類は、同じく厚生労働省のホームページに掲載している「支給申請の手引き」をご確認ください。

申請書は、厚生労働省のホームページから、印刷して使用してください。

詳細は、厚生労働省ホームページの「支給要領」（8 支給申請）、申請書の記入要領、「支給申請の手引き」をご確認ください。

（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

Q09-02	申請書の「小学校等休業日」欄に、土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間も「○」を記入してよいのですか。
--------	--

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であり、元々小学校等の開校する予定のなかった日等については対象とならないので、小学校等の開校日ではない土曜日・日曜日・祝日や、そもそも休校が予定されていた夏休み・冬休み期間などについては「小学校等休業日」欄に「○」を記入しないでください。

（土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中も受け入れている保育所や放課後児童クラブ等に子どもを預ける予定だったのに当該施設等が休業したことにより保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合には、Q3-6にあるとおり、当該施設等が本来利用可能であった日は、土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中であっても、対象になるので、「小学校等休業日」欄に「○」を記入してください。この場合の確認書類については、Q9-3をご覧ください。）

新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等の世話をした日には、「小学校等休業日」欄に「●」を記入してください。

（土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間であっても、「小学校等休業日」欄に「●」を記入してください。確認書類については、Q9-4をご覧ください。）

さらに、その子どもの世話をするために仕事ができなくなった日については、「仕事を取りやめた日」欄に「○」を記入してください。

問番号	問内容
Q09-03	小学校等の臨時休業等が行われたことの確認書類としてはどのようなものがありますか。

小学校等からの臨時休業等を通知する学校だより、小学校等のホームページや電子メールでの通知の写しなどが該当します。  
土曜日・日曜日・祝日を支給対象として申請する場合は、これらの日が元々小学校等の開校する日（施設等の営業日）であったことが分かる文言が記載された書類等の写しも添付してください。  
また、冬休み期間が申請対象に含まれる場合は、申請書2枚目の「冬休み期間記入欄」に必ず冬休み期間を、春休み期間が申請に含まれる場合は、「春休み期間記入欄」に必ず春休み期間を記入してください。

Q09-04	新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。
--------	--

小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類が必要です。例えば、小学校から登校しないことの承諾を受けていること分かる連絡帳なども該当します。  
日曜日、夏休み期間中など小学校等が元々休みの日の場合は、医療機関の発行した診断書、薬局の領収書やお薬手帳等の写しを添付してください。

Q09-05	インターネット上のプラットフォームを利用して、不特定の仕事の依頼者（発注者）のうちから、1人の依頼者の依頼を受けて仕事を行うという形態での業務委託契約では、本名ではなくニックネームを用いてやり取りし、双方のマッチングを行い契約を締結することがありますが、発注者の名前がニックネームでも、申請を行うことはできますか。
--------	---

業務委託契約等の内容について、スマートフォンの画面上に表示される等により、契約締結日、発注者と申請者の氏名、業務内容、業務遂行場所・日時、報酬及び仕事を取りやめた日（分かる場合のみ）が明らかな場合は、こうした発注者との契約内容が分かる部分を印刷したものを添付して、申請を行っていただく必要があります。  
なお、発注者と申請者の名前について、ニックネームを用いているため、申請者の氏名は明らかとなるが、発注者の氏名が明らかでない場合には、発注者のニックネームとその本人の氏名・住所等が関連付けられて、発注者及び申請者がいずれも本人と同一人であることが明らかとなる書面があれば、申請を受け付けられます。  
具体的には、プラットフォームの運営会社において、申請者の求めに応じ、発注者本人の了解を得て、発注者のニックネームと関連付けられた氏名、住所、連絡先の情報が明らかとなる書面を提供された場合は、発注者との契約内容が分かる画面情報等の写しにその書面を添付することが考えられます。  
この場合は、支給要領8（2）②ウ（ア）の「電子メール等」として取り扱われ、支給申請を行うことができます。

問番号	問内容
Q09-06	<p>申請は数か月分まとめて行えるのですか。</p>
	<p>申請期間内であれば、申請はまとめて行うことができます。 ただし、申請日以前の日付のみを支給対象日として申請できるので、申請日より後の日付については、支給要件を満たした場合には、後日再度申請を行ってください。</p>
Q09-07	<p>申請期間はいつまでですか。支給決定はいつ頃になりますか。</p>
	<p>仕事が出来なかった日が令和4年12月1日から令和5年3月31日までの期間については令和4年12月1日から令和5年5月31日まで（私書箱に必着）となります。</p> <p>必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。</p>
Q09-08	<p>申請書の提出先は、どこですか。</p>
	<p>申請書の提出は、「学校等休業助成金・支援金受付センター」（厚生労働省の委託した事業者）に特定記録など配達記録が残るもので郵送してください。</p> <p>申請送付先 〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 宅配便等での受取は不可のため、郵送での提出をお願いします。</p>
Q09-09	<p>申請書の提出方法は、郵送ですか。電子メールでもよいのですか。</p>
	<p>申請書の提出方法は、郵送としています。電子メールによる受付はしておりません。 また、郵便物を差し出した記録を残す「特定記録」等による郵送をお勧めしています。</p> <p>（参考）「特定記録」 日本郵政HPより転載 引受けを記録するので、郵便物等を差し出した記録を残したいときにおすす めです。 （引受けの記録として、受領証をお渡しいたします。） インターネット上で配達状況を確認できます。 （配達完了メール通知サービスがご利用いただけます。） 受取人さまの郵便受箱に配達します（配達記録（受領印の押印または署名）は行いません。）。</p>
Q09-10	<p>申請した支援金が支払われるのかなど、申請した後の結果はどのようにして知ることができますか。</p>
	<p>申請書を受理した後、支援金の支給要件に該当するか審査した結果については、申請者ご本人あてに厚生労働省から「支給（不支給）決定通知書」として直接文書で通知します。 必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。</p>

問番号	問内容
Q09-11	提出した申請書に記載漏れや書類の不備などがあった場合は、何らかの連絡はあるのですか。

申請書に記載漏れや不備があった場合は、厚生労働省又は「学校等休業助成金・支援金受付センター」から、申請者ご本人に対して、電話でのお問い合わせ又は提出された申請書類のすべてを郵便により返送することとしています。

申請書類を返送する際、書類の不備等の具体的な内容について、文書で連絡しますので、必要な補正をしていただいた後に、指定された期限内に郵送により申請書類を再提出いただければ、申請を受け付け、再度審査を行うこととなります。

そのほか、申請書や添付書類の内容を確認するため、申請者・取りやめた仕事の発注者・利用している小学校等あてに、厚生労働省の代表電話番号（03-5253-1111）から、確認の電話をさせていただく場合があります。

内容の確認が取れない場合、支援金を支給することができませんので、ご協力をお願いいたします。

Q09-12	申請書の記載誤りを訂正したい場合はどうしたらよいでしょうか。
--------	--------------------------------

申請書等に記載した文字を訂正、削除する場合は、その訂正等をする文字の上に横線を引き、訂正や削除をしていただくことは構いません。

ただし、修正液による文字の消去、訂正は認められません。

Q09-13	郵送の場合は、郵便料金は自己負担ですか、着地払いにできないのですか。
--------	------------------------------------

申請書を送付するための郵便料金については、申請者の方にご負担いただくことをお願いしています。

Q09-14	支払われた支援金は課税対象となりますか。
--------	----------------------

支援金については、事業所得等として課税対象になるとの判断を国税庁が示しています。具体的な取扱いについては、最寄りの税務署にお問合せください。（参考）

国税庁HP

<<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>>

国税庁作成「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

Q09-15	支援金が国から支払われることとなる場合、何という名義で口座に振り込まれるのですか。
--------	---

支援金は、「厚生労働省大臣官房会計課長」という名義で振込を行います。